

令和4年度 川内高等学校いじめ防止基本方針

いじめを許さない学校

【いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会）】

○目的

「いじめ」の定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。

上記「いじめ」の定義の下、「いじめはどの生徒にも起こりうる」との認識を全職員が共通理解するとともに、生徒の命の尊厳を守り、健全な成長を支援する。

○構成

管理職、生徒指導主任及び副主任、生徒指導企画係、教育相談係、該当クラス担任

保護者との連携	学校の取組	関係機関との連携
<ul style="list-style-type: none">○学級PTA○学年PTA○教育相談○三者面談○家庭訪問	<ul style="list-style-type: none">○未然防止<ul style="list-style-type: none">・「いじめ」問題に関する統一LHR・ネット対応講演会の実施・生徒自身の意識高揚を意図した声かけ、語り込み・「学校楽しいーと」の活用○早期発見<ul style="list-style-type: none">・実態調査アンケートの実施・教育相談・三者面談の実施○いじめ認知後の対応<ul style="list-style-type: none">・被害者への適切なケアと加害者への入念な指導・スクールカウンセラーとの連携	<ul style="list-style-type: none">○県教育委員会<ul style="list-style-type: none">・指導主事との連携・研修会等の講師依頼・職員の研修会への参加○警察○児童相談所○県市の福祉部局等

令和4年度 年間計画

	生徒関係		職員関係	検証
	校内活動全般	可愛山寮		
4月	○教育相談① (4月13日～28日)	○可愛山寮入寮式	○校内研修（4月19日） ○いじめ防止基本方針 (校内体制、計画含む)	○年間の活動計画の検討 ○確認
5月	○定例カウンセリング開始 ○統一LHR（5月13日） (いじめ・人権について) ○いじめ問題を考える週間			○教育相談のまとめ ○学校楽しいーと活用
6月	○被害調査		○いじめ問題研修会	○被害調査のまとめ ○いじめ防止対策委員会
7月	○三者面談	○1学期教育相談	○特別支援教育セミナー ○こころの教育推進委員会 (必要に応じて職員会議)	
8月		○寮生親睦会		

9月	○携帯電話使用状況調査		○こころの教育推進委員会 (必要に応じて職員会議)	○携帯電話使用状況調査のまとめ と対応
10月	○教育相談② (10月11日～26日) ○統一LHR(10月7日) (いじめについて) ○いじめ問題を考える週間			○いじめLHR指導案検討 ○いじめアンケート調査のまとめ
11月	○被害調査	○2学期教育相談 (～12月)	○こころの教育推進委員会 (必要に応じて職員会議)	○教育相談のまとめ ○被害調査のまとめ ○いじめ防止対策委員会
12月		○寮生親睦会		
1月	○教育相談③ (1月13日～30日)		○こころの教育推進委員会 (必要に応じて職員会議)	
2月	○被害調査	○お別れ会		○教育相談のまとめ ○被害調査のまとめ ○いじめ防止対策委員会
3月		○卒寮式 ○寮生意識調査 部屋替え		○年間の取組について総括及び 次年度取組の確認
その他		○舍監会議 (必要に応じて随時)	○いじめ防止対策委員会 (必要に応じて随時)	

●緊急時のいじめ対策組織図

